

# いまさら聞けない 人事用語辞典

株式会社グローセンパートナー 執行役員・ディレクター 吉岡利之

## 第16回 「役員」

人事労務管理は社員の雇用や働き方だけでなく、経営にも直結する重要な仕事ですが、制度に慣れていない人には聞き慣れないような専門用語や、概念的でわかりにくい内容がたくさんあります。そこで本連載では、人事部門に初めて配属になった方はもちろん、ある程度経験を積んだ方も、担当者なら押さえておきたい人事労務関連の基本知識や用語についてわかりやすく解説します。

### 役員の種類は法律によって異なる

今回は役員について取り上げます。会社であれば必ず役員はいますし、だれしも聞いたことのある用語だと思います。しかし、具体的にどのような存在でいかなる役割をになっているのか意外と整理されていません。高齢者雇用の観点からは、大手企業の経営幹部や高度な技能を持った高齢者が、中小規模の企業の役員または相当する地位として迎え入れられるケースもみられます。今回は、役員の実義や種類、知っておくとよいテーマについても触れていきます。

役員とは何かを辞書でみると、おおよそ「経営の監督」、「業務執行」、「会計監査」などを受け持つ幹部職員といった記載がみられます。役員の種類として最も一般的なのは**取締役**ですが、役員の種類は法律によって異なります。

会社の組織・設立・運営管理などを定めた**会社法**によると、役員の種類は取締役のほか、**会計参与・監査役**が定義されています。会社の会計などの計算に関する事項について定めた**会社計算規則**によると、**執行役**が加わります。さらには、会社法の細かい取り決めをする**会社法施行規則**によると、これらに**理事・監事**、その他これらに準ずる者が加わります。誌面の都合

上、株式会社の代表的な役員に絞って各々の役割や設置条件をみていきたいと思います。

・**取締役**：経営や業務執行に関する意思決定と、それらが適切に実行されるかを監督する役割が基本ですが、実務上は業務執行の役割をになうこともあります。株式会社は必ず1人以上を設置する必要があります。なかでも会社を代表する権限と責任を持つ者を**代表取締役**といいます。

・**執行役**：取締役と役割を分離して、業務執行に特化した役割をにいますが、**指名委員会等設置会社**という特別な形態をとる会社のみ設置することができます。この場合、取締役は業務執行を行わず意思決定と監督に専任します。取締役と執行役の兼任も可能です。

・**監査役**：取締役の業務執行や会社の会計が適切に行われているかを調査し、不正があった場合は指摘したり止めたりする役割で、原則設置は任意です。ただし、会社の資本金5億円以上、または負債総額200億円以上の大会社では設置が必須です。

・**会計参与**：取締役と共同して、会社の会計に関する計算書類などを作成する役割で、公認会計士や税理士の資格を持つ者が就任できます。監査役を置かない会社が会計の正確性の確保を目的に設置することができます。

執行役と似て非なるもので**執行役員**を設置している会社がありますが、両者は異なる存在ですので注意が必要です。執行役は法律上定められた役員ですが、執行役員には定めがありません。よって、執行役員は設置も役割も会社が自由に設定できます。当初は取締役の意思決定・監督と業務執行の役割を分離したアメリカ企業の役員制度を参考に導入された経緯があります。現状では従業員の最高役職や、取締役候補としている会社が多くみられます。

役員について知っておきたいテーマ

ここまで、複雑な話をしてきました。以降はもっと身近な話題について述べていきます。

① 社外取締役

大学教授や弁護士、著名人などで「〇〇株式会社 **社外取締役**」という肩書をみたことがあるかと思えます。親子会社の役員や従業員でない、近い親族でないなどの要件を満たす、会社との利害関係がない社外から迎えた取締役をさします。代表取締役が不正をしたり、適切でない会社方針を執行しようとしたりしても、力関係のなかでほかの取締役が指摘しにくいことが実態としてあります。このような状況を是正するため、客観的な観点で経営を監視し、意見を

いうための存在が**社外取締役**です。例えば株主の上場会社など、経営の透明化がより求められる会社は設置が義務化されています。社外取締役を選ぶのも当該企業であるため、有効性に疑問が持たれることもあります。例えば2016（平成28）年の大手流通チェーンの「カリスマ」会長の退任には社外取締役の役割が大きかったといわれて注目されました。

② 役員の「役職名」

役員の名称として社長や専務といったものを見たことがある方も多いと思います。これらを役職名と呼んだりしますが、実は法律上の定義はありません。役員の経営トップへの近さ（格）を示すものとして一般的に使われています。したがって、この名称の使用有無は会社の自由ですし、専務取締役・専務執行役員のように取締役・執行役員のどちらとセットで表記するのでも会社によります。ただし、社長を会社のトップとした場合、**社長**への近さは**副社長**・**専務**・**常務**・役職なしが一般的な順番となります。

このほか、**CEO**（最高経営責任者）や**COO**（最高執行責任者）といった役職名をみたことがあるのではないのでしょうか。こちらも法律上の定義はないのですが、役員としての業務執行上の役割を示す使われ方をします。そのため執行役員とセットで表記されることが多いで

す。例えば、経営の最高責任者としての役割をになうのが**CEO**ですが、このほかに**COO**や**CFO**（最高財務責任者）、**CTO**（最高技術責任者）あたりがよく使われます。

③ 役員報酬

毎年6月から7月にかけて役員報酬が話題になります。上場会社でかつ役員報酬1億円以上の役員については、有価証券報告書で役員の氏名や具体的な報酬額の個別開示が義務とされています。本稿執筆時の2021（令和3）年7月14日時点では個別開示253社、544人という状況です。最高額は18億8200万円ですが、上位10人のうち日本人は3人と外国人役員が多くを占めています（東京商工リサーチ調べ）。高額報酬者のうち外国人役員が多くを占めるとするのは例年の傾向で、高い報酬額でなければ優秀な役員をグローバルから採用できない、日本の役員のお多くは社員との給与の連続性で設定されることが多く、他国と比べて低めの水準になるなどの理由が背景にあります。なお、ここでの役員報酬には給与・賞与・退職慰労金といった現金報酬のほかにストックオプションなどの**株式報酬**も含まれます。

☆ ☆  
今回は「役員」について解説しました。次回  
は「**時間外労働**」について取り上げる予定です。